

報道関係者 各位

平成24年12月28日

沖縄労働局

雇用均等室長 松永 涼子
室長 補佐 松野 市子
地方機会均等指導官 面高 史代
(電話) 098-868-4380

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を公募します

平成25年1月1日から応募受け付け ～

沖縄労働局（局長 川口秀人）では、来年1月1日から、平成25年度「均等・両立推進企業表彰」の候補となる企業を公募しますので、お知らせします。

この表彰は、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を公募し、顕彰するものです。

表彰の種類としては、①「均等推進企業部門」と②「ファミリー・フレンドリー企業部門」の2部門があり、沖縄県内では、①で8社、②で8社表彰されています。（資料1、2）

なお、応募期間は、平成25年1月1日から3月31日まで（消印有効）です。

詳しくは、沖縄労働局雇用均等室までお問い合わせください。

【表彰の種類】

- 1 厚生労働大臣最優良賞 ……男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範となる取り組みを推進し、その成果が顕著である企業

- 2 均等推進企業部門
 - 厚生労働大臣優良賞 ……女性の能力発揮を促進するために、他の模範となる取り組みを推進し、その成果が認められる企業

 - 沖縄労働局長優良賞 ……沖縄県で、女性の能力発揮を促進するために、他の模範となる取り組みを推進している企業

 - 沖縄労働局長奨励賞 ……沖縄県で、女性の能力発揮を促進するための取り組みを推進していると認められる企業

- 3 ファミリー・フレンドリー企業部門
 - 厚生労働大臣優良賞 ……仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような他の模範となる取り組みを推進し、その成果が認められる企業

 - 沖縄労働局長優良賞 ……沖縄県で、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような他の模範となる取り組みを推進している企業

 - 沖縄労働局長奨励賞 ……沖縄県で、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような取り組みを推進していると認められる企業

候補となる企業

各賞の候補となるのは、「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業です。
詳細は「均等・両立推進企業表彰」実施要領（資料1）をご覧ください。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、沖縄労働局雇用均等室あてに、郵送またはファクシミリでご応募ください。
厚生労働大臣最優良賞および各部門の応募には、応募用紙の提出が必要です。

- ・均等推進企業部門
- ・ファミリー・フレンドリー企業部門

実施要領・応募用紙の配付

沖縄労働局雇用均等室で配付するほか、厚生労働省ホームページに掲載します。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

受賞企業の表彰

平成25年10月に表彰状の贈呈などを行う予定です。

問い合わせ先

沖縄労働局雇用均等室へお問い合わせください。

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館 3階
電話 098-868-4380

「均等・両立推進企業表彰」実施要領

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

3 表彰の対象

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

4 募集及び応募

- (1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、別紙1「均等・両立推進企業表彰基準」(以下「表彰基準」という。)を満たす企業とする。
- (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。
なお、応募は電子申請でも受け付ける。

5 選考及び決定の方法

- (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。
- (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。
- (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

6 その他

- (1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。
- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。
- (3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。

沖縄県内の「均等・両立推進企業表彰」受賞企業一覧

① 均等推進企業部門（均等推進企業表彰）

平成 11 年度	均等推進企業表彰	労働大臣努力賞	株式会社琉球銀行
平成 12 年度	均等推進企業表彰	沖縄労働局長賞	株式会社りゅうせき
平成 13 年度	均等推進企業表彰	沖縄労働局長賞	大同火災海上保険株式会社
平成 15 年度	均等推進企業表彰	沖縄労働局長優良賞	沖縄県労働金庫
		沖縄労働局長優良賞	株式会社タイムス住宅新聞社
平成 18 年度	均等推進企業表彰	沖縄労働局長優良賞	株式会社リウボウインダストリー
平成 20 年度	均等・両立推進企業表彰 均等推進企業部門	沖縄労働局長奨励賞	株式会社シーサー
		均等推進企業部門	宮平観光株式会社
平成 21 年度	均等推進企業部門	沖縄労働局長奨励賞	宮平観光株式会社

② ファミリー・フレンドリー企業部門（ファミリーフレンドリー企業表彰）

平成 11 年度	ファミリーフレンドリー企業表彰	沖縄女性少年室長賞	株式会社沖縄銀行
平成 12 年度	ファミリーフレンドリー企業表彰	沖縄労働局長賞	沖縄電力株式会社
平成 13 年度	ファミリーフレンドリー企業表彰	沖縄労働局長賞	株式会社沖縄三越
平成 17 年度	ファミリーフレンドリー企業表彰	沖縄労働局長賞	生活協同組合コープおきなわ
平成 18 年度	ファミリーフレンドリー企業表彰	沖縄労働局長賞	株式会社琉球新報社
平成 20 年度	均等・両立推進企業表彰 ファミリーフレンドリー企業部門	労働局長優良賞	株式会社沖縄富士通システム エンジニアリング
		ファミリーフレンドリー企業部門	医療法人友愛会
平成 21 年度	ファミリーフレンドリー企業部門	労働局長奨励賞	医療法人友愛会
平成 23 年度	ファミリーフレンドリー企業部門	労働局長優良賞	株式会社りゅうせき

- * 平成 11 年度より「均等推進企業表彰」「ファミリーフレンドリー企業表彰」女性少年室長賞
- * 平成 12 年度より「均等推進企業表彰」「ファミリーフレンドリー企業表彰」労働局長賞
- * 平成 15 年度より都道府県労働局長賞に「優良賞」と「奨励賞」設置
- * 平成 19 年度 「均等・両立推進企業表彰」に統合され、「均等推進企業部門」と「ファミリーフレンドリー」企業部門」設置